

<議案④-1>

島本町立第一中学校PTA規約の一部を改正する規約(案)

島本町立第一中学校PTA規約の一部を次のように改正する。

変更内容			
変更後		変更前	
第1条を次のように改める。			
第1条	本会は、島本町立第一中学校PTAと称し、事務局を島本町立第一中学校に置きます。	第1条	本会は、島本町立第一中学校PTAと呼び、事務局を島本町立第一中学校に置きます。
第2条を次のように改める。			
第2条	本会は、生徒の健全な育成を図るため、家庭と学校の協力提携を図り、民主的教育の推進、 <u>会員相互の親睦及び研修、並びに教育環境の整備及び充実などに努めます。</u>	第2条	本会は、生徒の健全な育成を図るため、家庭と学校の協力提携を図り、民主的教育の推進、 <u>会員の資質の向上ならびに教育環境の整備、充実などにつとめます。</u>
第3条を次のように改める。			
第3条	本会は、宗教的、政治的、営利的色彩をもつものでなくまた他のいかなる団体の支配又は干渉を受けません。	第3条	本会は、宗教的、政治的、営利的色彩をもつものでなくまた他のいかなる団体の支配、 <u>干渉も</u> 受けません。
第4条を次のように改める。			
第4条	本会は、学校の教育活動を助けるために意見を具申又は協力しますが、 <u>学校の教育方針や教職員の人事に干渉するものではありません。</u>	第4条	本会は、学校の教育活動を助けるために意見を具申しまた協力しますが、 <u>学校管理や教職員の人事に干渉するものではありません。</u>
第5条を次のように改める。			
第5条	本会は、次の会員をもって組織します。 (1)島本町立第一中学校生徒の父母またはこれに代わる者のうち、PTA入会届を提出した者 (2)本校教職員のうちPTA入会届を提出した者 2 会員は、卒業若しくは転出又は退会届の提出をもって退会するものとします。	第5条	本会は、 <u>下記</u> 会員をもって組織します。 島本町立第一中学校生徒の父母またはこれに代わるもの(以下保護者という)及び本校教職員をもって会員とします。
第6条	本会は、第2条のための事業を行うものとします。	第6条	本会は、第2条のための事業を行うものとします。
第7条を次のように改める。			
第7条	本会に、 <u>次の</u> 役員を置きます。 会長 1名 学級給食委員長 1名 副会長 2名 学級給食委員 各学級1名 書記 1名 地区委員長 1名 会計 2名(うち1名は教職員) 地区委員 各地区若干名 会計監査委員長 1名 文体委員長 1名 会計監査委員 2名 文体委員 各学級1名 指名委員長 1名 広報委員長 1名 指名委員 6名(うち1名は教職員) 広報委員 各学級1名	第7条	本会に、 <u>下記の</u> 役員を置きます。 会長 1名 学級給食委員長 1名 副会長 2名 学級給食委員 各学級1名 書記 1名(教職員) 地区委員長 1名 会計 2名(うち1名は教職員) 地区委員 各地区若干名 会計監査委員長 1名 文化・体育委員長 1名 会計監査委員 2名 文化・体育委員 各学級1名 広報委員長 1名 広報委員 各学級1名
第8条を次のように改める。			
第8条	役員任期は1年とします。 <u>ただし、本人の承諾を得た場合は再任を妨げません。</u> 2 役員がやむを得ない事情で年度途中で交代する場合は、 <u>実行委員会及び関係する委員会での協議により補充の委員を選出し、会長がこれを委嘱するものとします。なお、その任期は前任委員の残任期間とします。</u>	第8条	役員任期は1年とします。但し再任を <u>さまたげ</u> ません。
第9条を次のように改める。			
第9条	役員任務は次のとおりです。 (1)会長は、本会を代表し、会務を総理します。 (2)副会長は、会長を補佐し、会長に <u>事故あるときはその職務を代行</u> します。 (3)書記は、各種会合の通知をし、会務を記録します。 (4)会計は、本会の収入及び支出等の会計事務を <u>正確に行い、総会に報告</u> します。 (5)会計監査は、本会の会計を監査し、その結果を総会に報告します。 (6)委員長は、その所属する委員会を代表し、 <u>会務を処理し統括</u> します。 (7)委員は、その所属する委員会において <u>会務を処理</u> します。	第9条	役員任務は次の通りです。 1.会長 本会を代表し、会務を総理します。 1.副会長 会長を補佐し、会長不在のときは会長の代理をします。 1.書記 各種会合の通知をし、会務を記録します。 1.会計 本会の収入、支出等の会計事務を行い、総会に報告します。 1.会計監査 本会の会計を監査し、その結果を総会に報告します。 1.委員長 その所属する委員会を代表し、 <u>会務を処理</u> します。 1.委員 その所属する季長会委員会において <u>会務を助け</u> ます。

変更内容			
変更後		変更前	
第10条を次のように改める。			
第10条	本会に、顧問を置くことができます。 2 顧問は、本会の相談に応じます。 3 顧問は、 <u>総会の承認を経て、会長がこれを委嘱します。ただし、任期は1年とします。</u>	第10条	総会の承認のもとに、本会に顧問を置くことができます。 顧問は本会の相談に応じます。 <u>但し、任期は1年とします。</u>
第11条を次のように改める。			
第11条	本会に、 <u>次の機関を置きます。</u> 総会 会計監査委員会 <u>文体委員会</u> 役員総会 学級給食委員会 <u>広報委員会</u> 実行委員会 地区委員会 <u>指名委員会</u>	第11条	本会に、下記の機関を置きます。 総会 会計監査委員会 <u>文化・体育委員会</u> 役員総会 学級給食委員会 <u>広報委員会</u> 実行委員会 地区委員会
第12条を次のように改める。			
第12条	定例総会は、毎年3月及び5月に会長がこれを招集し開きます。臨時総会は、実行委員会又は会員の5分の1以上の要求があったとき会長がこれを招集し開催しなければなりません。総会は、会員の5分の1以上の出席がなければ成立しません。 <u>ただし、委任状による出席者数は定足数に算入します。決議は出席者の過半数の同意を必要とします。</u> 3月の定例総会＝決算及び新役員の承認等 5月の定例総会＝行事計画及び予算の承認等 臨時総会＝規約の改正、その他重要な事項の承認等	第12条	定例総会は、毎年3月及び5月に開きます。臨時総会は、実行委員会または会員の5分の1以上の要求があった場合開きます。総会は会員の5分の1以上の出席がなければ成立しません。 <u>但し、委任状による出席者数は定足数に算入します。決議は出席者の過半数の同意を必要とします。</u> 3月総会＝決算及び新役員の承認等 5月総会＝行事計画及び予算の承認等
第13条を次のように改める。			
第13条	役員総会は総会につぐ決議機関で、役員、 <u>学校長及び教頭</u> で構成し、実行委員会又は役員 の 3分の1以上の要求があった場合に開き、実行委員会の提案事項などを審議します。 <u>役員総会は、役員の2分の1以上の出席がなければ成立しません。ただし、委任状による出席者数は定足数に算入します。決議は出席者の過半数の同意を必要とします。</u>	第13条	役員総会は総会につぐ決議機関で、役員及び <u>学校長、教頭</u> で構成し、実行委員会または役員 の 3分の1以上の要求があった場合に開き、実行委員会の提案事項などを審議します。 <u>役員の2分の1以上の出席で成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とします。</u>
第14条を次のように改める。			
第14条	実行委員会は、会長、副会長、書記、会計、学級給食委員長、地区委員長、 <u>文体委員長</u> 、広報委員長、 <u>学校長及び教頭</u> で構成し、執行機関であって、本会の運営にあたります。委員の過半数の出席で成立します。	第14条	実行委員会は、会長、副会長、書記、会計、学級給食委員長、地区委員長、 <u>文化・体育委員長</u> 、広報委員長、 <u>学校長及び教頭</u> で構成し、執行機関であって、本会の運営にあたります。委員の過半数の出席で成立します。
第15条	会計監査委員会は、毎年1回以上本会の会計を監査し、総会に報告します。	第15条	会計監査委員会は、毎年1回以上本会の会計を監査し、総会に報告します。
第16条を次のように改める。			
第16条	地区委員会は、各 <u>地区</u> の会員を代表する者をもって構成し、各 <u>地区</u> の総意をまとめ、本会との連絡及び趣旨の徹底を図ると共に、生徒の健全な育成に努めます。	第16条	地区委員会は、 <u>それぞれの地区</u> の会員を代表するものをもって構成し、各 <u>地区</u> の総意をまとめ、本会との連絡及び趣旨の徹底を図ると共に、生徒の健全な育成に <u>つとめ</u> ます。
第17条	学級給食委員会は、学級を代表するものをもって構成し、会員相互の連携の理解を深め、生徒の教育効果を高めるよう努めます。また、 <u>学級給食委員会は、会員及び児童の保健衛生並びに給食に関して意見を出し、環境整備に協力すると共に、福祉の増進に努めます。</u>	第17条	学級給食委員会は、学級を代表するものをもって構成し、会員相互の連携の理解を深め、生徒の教育効果を高めるよう <u>つとめ</u> ます。また、 <u>会員並びに児童の保健衛生及び給食に関して意見を出し、環境整備に協力すると共に、福祉の増進に努めます。</u>
第18条を次のように改める。			
第18条	文体委員会は、会員の資質の向上、 <u>並びに会員相互の親睦に努めます。</u>	第18条	文化・体育委員会は、会員の資質の向上、 <u>会員及び生徒の保健衛生と体位の向上につとめ</u> ます。
第19条	広報委員会は、会員のために広報活動の活発化に努めます。	第19条	広報委員会は、会員のために広報活動の活発化に <u>つとめ</u> ます。
第27条を第28条とし、第20条から第26条までを1条ずつ繰り下げ、第19条の次に次の1条を加える。			
第20条	指名委員会は、次年度の会長、副会長、会計及び書記を会員中より選考のうえ候補者を選出します。		
第21条	各委員会は、総会、役員総会及び実行委員会の決定に従い活動します。	第20条	各委員会は、総会、役員総会及び実行委員会の決定に従い活動します。
第22条を次のように改める。			
第22条	本会の経費は、会費及び自発的な寄付金をもってこれに充てるものとします。	第21条	本会の経費は、会費、 <u>事業収入金</u> 及び自発的な寄付金でまかいます。

変更内容			
変更後		変更前	
第23条を次のように改める。			
第23条	会費は前期(6月)と後期(10月)に分納し、徴収します。なお、次の基準日に本校に生徒が在籍または教職員が所属する場合、その基準日の対象となる期間の会費を徴収するものとします。また、転出入等で入退会の申し出があった場合、その翌期より徴収を開始又は停止し、徴収済の会費については返金しないものとします。 前期(基準日) 5月 1日 (対象期間) 4月～9月 後期(基準日) 10月 1日 (対象期間) 10月～翌3月	第22条	会費は、月額 150円とします。
第24条	本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌3月31日に終わります。	第23条	本会の会計年度は、4月1日にはじまり、翌3月31日におわります。
第25条	さけがたい経費の不足を生じた場合は、役員総会の議を経て臨時会費を徴収することができます。	第24条	さけがたい経費の不足を生じた場合は、役員総会の決議により臨時会費を徴収することができます。
第26条	本規約の変更は、7日前に原案を会員に示し、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とします。	第25条	本規約の変更は、7日前に原案を会員に示し、総会において出席者の3分の2以上の同意を必要とします。
第27条を次のように改める。			
第27条	本会は、役員選出規程を別に定めます。	第26条	本会は、役員選出規定を別に定めます。
第28条	本会の用慰その他必要事項に関して、実行委員会において内規を定めます。	第27条	本会の慶弔その他必要事項に関して、実行委員会において内規を定めます。
第28条の次に、次の1条を加える。			
第29条	個人情報の取得、利用又は管理については、個人情報取扱規程を別に定めます。		